

受 理 番 号	陳情第 4 3 号
件 名	集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の解明と予防策を求めることについて
要 旨	地域の集合住宅内において他の入居者や近隣の人を使い、組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）により引っ越しせざるを得ない状況に追い込まれている場合がある。これは集合住宅に限らず、一戸建て団地でも地上げ目的等で引っ越しに追い込まれる場合もある。これを長期にわたり、引っ越しする予算も無く、その団地内で孤立し耐えている方々が救済を求めている。公営の団地でも行われ、自治会等が中心になり組織立って追い出し工作をやっているとの被害者の声が多々ある。犯罪として訴えても警察は軽微な犯罪と相談のみで一向に調べず、自治会を指導する機関も存在しないし、不動産管理会社も理解できず退去を求めてくることになる。 さらに令和 6 年 8 月 5 日の朝日新聞に「（ドキュメント 2 0 2 4）老いる団地、複数の人に幻聴が聞こえる 東京・多摩ニュータウン」という記事があった。昭和の高度経済成長期の遺物が病巣となり集団ストーカー・テクノロジー犯罪者が巣食う築 5 0 年以上の老朽化団地を生活保護受給者にあっせんする不動産屋、社団法人があり生活保護費をピンハネする悪徳業者を貧困ビジネスと呼び、その人たちを利用し嫌がらせ犯罪（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）に加担させていると考えられる。朝日新聞の記事にある幻聴は、現在ではマイクロ波聴覚効果、V 2 K 骨伝導音声送信という技術を使い演出可能であり、多くの被害者が以前から訴えているものである。 これら生活保護受給者の実態（犯罪関与）や自治会の指導、嫌がらせ追い出し工作、現代型地上げ工作、嫌がらせに使われる機器類（盗聴盗撮器、騒音発生元、電磁波悪用）、貧困ビジネスの調査解明をしていただくよう、下記の事項を陳情する。 記 生活保護受給者への組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の関与を防ぐ施策を検討し指導すること。